

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杉の子会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設役員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の費用が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

ただし、非常勤理事、監事及び評議員から交通受給を辞退する旨申出があった場合は、費用弁償辞退届けを徴し、評議会に提出するものとする。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

出席交通費	5,000 円
-------	---------

(2) 監事が、監事を実施した場合費用弁償

出席交通費	5,000 円
-------	---------

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改発することができる。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。